

東富士演習場の運用における住民負担の軽減に関する意見書

令和7年10月に、東富士演習場において陸上自衛隊多連装ロケットシステム(MLRs)の射撃訓練、立て続けに米海兵隊による高機動ロケット砲システム(HIMARS)の発射訓練が実施され、国道469号を跨ぎ飛ぶロケットの雷のような轟音が鳴り響いた。初めて見聞きしたロケット訓練の実態に対し、万が一発生するかもしれない事故への不安と、更に高まる負担への不満が周辺住民の間で一気に高まりを見せている。この訓練が周辺住民との十分な協議や周知の時間を取る間もなく実施された事実と、その短期間において通行止めとなる公道の迂回協力を取り付け、混乱を最低限に抑えた地元側の懸命な努力の上にこの訓練が成り立った事実を国は忘れてはならない。

東富士演習場周辺住民の騒音等に伴う負担について、国は住宅防音区域指定線付近に砲撃音自動騒音測定装置を設置し把握できる状況にある。しかしながら、測定装置設置以降東富士演習場で実施される訓練は、不快な低周波音を発生させるオスプレイによる訓練をはじめとして様々変化してきており、演習場周辺住民の生活上の不安や騒音による一方的な負担が段階的に増大し続けていることについて、国の認識は低いと言わざるを得ない。

国は過去実施してきた住民に対する負担軽減策や安全対策等に満足することなく、多種多様に化する演習場内での訓練内容が、どれほど周辺住民に影響を与えているかを不断に確認し、さらなる負担軽減策に努められるよう以下要望する。

1. 演習場周辺住宅防音区域指定線内において、指定区域告示後に建てられた住宅についても防音工事の対象とすること。
2. 演習場周辺住宅防音区域指定線内の集落地域に砲撃音自動騒音測定装置や低周波音を測定できる装置を設置し、訓練状況により変わる騒音等の状況を把握するとともに、その測定結果を公表すること。
3. 陸上自衛隊オスプレイ及び米軍オスプレイの運用に際して、航空法もしくは日米合同委員会合意（運用ルール）を遵守し、市街地または居住地の上空において旋回及び低空飛行を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月25日

静岡県裾野市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官 宛
外務大臣
防衛大臣
国土交通大臣
総務大臣